

山梨県公安委員会規程第4号

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月26日

山梨県公安委員会

委員長 武田信彦

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会事務専決規程（昭和43年山梨県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1、行政手続法（平成5年法律第88号）の項の次に次のように加える。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令		○					
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	審査請求への参加の許可		○					
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	審査請求への参加の要求		○					
	第15条第3項	審査請求人の地位の承継の届出の受理		○					
	第15条第6項	審査請求人の地位の承		○					

	継の許可（ 又は不許可 ）						
第16条	標準審理期間の設定		○				
第22条第1項から第4項まで	審査請求書の送付及び通知		○				
第23条	補正の命令		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書の写しの送付		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	提出された弁明書の送付		○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30	反論書及び意見書の受理並びに提出期間の決		○				

条第1項及び 第2項	定						
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第30 条第3項	反論書及び 意見書の送 付		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第31 条第1項	口頭意見陳 述の機会の 付与		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第31 条第2項	口頭意見陳 述の期日及 び場所の指 定並びに審 理関係人の 招集		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第31 条第3項	補佐人の出 頭の許可（ 又は不許可 ）		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第31 条第4項	口頭意見陳 述の制限		○				
第9条第3項	質問を発す		○				

の規定により 読み替えて適 用する第31 条第5項	る許可（又 は不許可）						
第32条第1 項及び第2項	証拠書類等 の受理		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第32 条第3項	証拠書類等 の提出期間 の設定		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第33 条	書類その他 の物件の提 出の要求及 び当該物件 の留置		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第34 条	参考人の陳 述及び鑑定 の要求		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第35 条第1項	検証の実施		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適	検証の日時 及び場所の 通知並びに		○				

用する第35条第2項	検証に立ち会う機会の付与					
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審理関係人への質問		○			
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理手続の申立てに関する意見の聴取の実施		○			
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の終結予定期の決定及び通知（変更を含む。）		○			
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項前段	提出書類等の閲覧請求等の受理及び閲覧の実施		○			
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項後段	提出書類等の閲覧又は交付を拒むための正当な理由の認		○			

	定						
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第38 条第2項	提出書類等 の提出人の 意見の聴取		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第38 条第3項	閲覧日時及 び場所の指 定		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第38 条第5項	交付に係る 手数料の減 額又は免除	○					
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第39 条	審理手続の 併合又は分 離		○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第41 条第1項及び 第2項	審理手続の 終結		○				
第9条第3項 の規定により	審理手続の 終結の通知		○				

読み替えて適用する第41条第3項							
第50条第1項	記名押印			○			
第51条第2項本文	裁決書の謄本の送達			○			
第51条第2項ただし書	裁決書の公示送達			○			
第51条第3項	裁決書の謄本の保管			○			
第51条第4項	裁決書の謄本の送付			○			
第53条	証拠書類等の返還			○			
第82条	不服申立てをすべき行政庁等の教示			○			
第83条第3項	不服申立書の送付			○			
第84条	情報の提供			○			
第85条	公表			○			

## 附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1(第2条関係) 共通関係		別表第1(第2条関係) 共通関係									
根拠法令	条項	事務内容	専決処理区分						専決処理区分		
			警察本部			警察署			警察署		副署長
本部長	部長	課長	署長	副署長	刑事官	課長	副署長	次長	副署長	副署長	副署長
行政手続法 (平成5年 法律第88 号)	第30条	弁明の機会の付与の 通知	○	○					○	○	
行政不服審 査法(平成 26年法律 第68号)	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第11条 第2項	総代の互選の命令 の付与	○	○					—	—	
	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第13条 第1項	審査請求への参加の 許可	○	○					—	—	
	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第13条 第2項	審査請求への参加の 要求	○	○					—	—	
第15条第	審査請求人の地位の								—	—	

3項	承継の届出の受理							
第15条第6項	審査請求人の地位の承継の許可(又は不許可)	○						-
第16条	標準審理期間の設定	○						-
第22条第1項から第4項まで	審査請求書の送付及び通知	○						-
第23条	補正の命令	○						-
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第1項	審査請求書の写しの送付	○						-
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第2項	弁明書の提出の要求	○						-
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第29条第5項	提出された弁明書の送付	○						-
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第1項及び第2項	反論書及び意見書の受理並びに提出期間の決定	○						-
第9条第3項の規定による第30条第1項及び第2項	反論書及び意見書の送付	○						-



項目の規定に より読み替 えて適用す る第32条 第3項	書類その他の物件の 提出の要求及び該 物件の留置	○					
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第33条	参考人の陳述及び鑑 定の要求						
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第34条	検証の実施	○					
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第35条 第1項	検証の日時及び場所 の通知並びに検証に 立ち会う機会の付与						
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第35条 第2項	審理關係人への質問						
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第36条	審理手続の申立てに 関する意見の聽取の 実施	○					
第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第37条 第1項及び 第2項							

第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の終結予定期の決定及び通知(変更を含む。)	○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項前段	提出書類等の閲覧請求等の受理及び閲覧の実施	○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項後段	提出書類等の閲覧又は交付を拒むための正当な理由の認定	○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の提出人の意見の聴取	○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	閲覧日時及び場所の指定	○		
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第5項	交付に係る手数料の減額又は免除	○		
第9条第3項の規定による第38条第5項	審理手続の併合又は分離	○		



略	第85条	公表	○	略
---	------	----	---	---